

熊本市手話言語条例（概要版）案

【大目的（前文）】 全ての市民が障害の有無にかかわらず相互に人格及び個性を尊重し合う共生社会の実現

【目的（第1条）】 ※条例の具体的な目的

- 手話が言語であることを市民が認識
- ろう者が手話を使用して安心して暮らすことのできる地域社会の実現

【基本理念（第3条）】

※施策の策定・推進にあたっての基本理念

手話が言語であるとの認識に基づき、市民が障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うこと

【定義（第2条）】 ※用語の意義

【市の責務（第4条）】

手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進
⇒ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにする

協力・連携

【市民の役割（第5条）】

【事業者の役割（第6条）】

【関係団体（第4条、第7条）】

【施策の推進（第7条）】

次に掲げる施策のほか、この条例の目的を達成するために必要な施策に関する具体的な方針を定める。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

(4) 手話を使用した情報発信に関する施策

(2) 手話通訳士等の確保及び養成に関する施策

(5) 聴覚障害の特性に応じた支援に関する施策

(3) 聴覚障害児及びその保護者等への支援に関する施策

(6) 災害時における支援に関する施策

- ・ 施策の推進にあたっては、ろう者、手話通訳士等その他の関係者の意見を聴く
- ・ 手話に関する施策の実施状況を検証し、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

【財政上の措置（第8条）】

手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

【施策の推進について】

＜熊本市障がい者生活プラン＞

第3章2－(2) 情報・意思疎通支援の充実 ③手話言語条例の制定

手話を言語として認め、広く使える社会を目指し、手話言語条例の制定に取り組みます。条例に基づき手話への理解促進と普及に取り組み、市民が手話にふれあう機会を増やし、手話を使いやすい環境整備に努めます。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

(具体例) イベントや研修を通じた啓発(市民・事業所・学校等)、様々な媒体(ポスター、チラシ、SNS等)を活用した啓発、手話講習会など



＜障がい者生活プラン＞

第1章1－(1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

(2) 手話通訳士等の確保及び養成に関する施策

(具体例) 手話通訳者や手話奉仕員の養成研修、手話技術向上のための研修派遣、手話通訳者等派遣制度の周知



＜障がい者生活プラン＞

第3章2－(2) 情報・意思疎通支援の充実
①コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保

(3) 聴覚障害児及びその保護者等への支援に関する施策

(具体例) 市の相談機関や健診時に、手話を学ぶ機会(講座)や当事者会等について情報提供



＜ろう者団体からの要望＞

特に「児及び保護者」への支援を強く望まれている

(4) 手話を使用した情報発信に関する施策

(具体例) 市主催の講演会や研修会、市長記者会見、市政情報番組等での手話通訳



＜障がい者生活プラン＞

第3章2－(1) 障がいのある人に配慮した情報提供の充実
③市HP及びSNS等を活用した情報提供の充実

(5) 聴覚障害の特性に応じた支援に関する施策

(具体例) 情報発信や意思疎通支援(要約筆記、筆談、字幕などの特性に応じた方法)



＜障がい者生活プラン＞

第3章2－(2) 情報・意思疎通支援の充実
④意思疎通支援の充実に向けた検討

(6) 災害時における支援に関する施策

(具体例) 避難所への手話通訳者等の派遣等



＜障がい者生活プラン＞

第3章1－(1) 防災対策の推進
⑤災害時の避難所における支援体制の整備